

# 令和5年度 企業主導型保育事業における助成取消・取りやめ・休止施設の状況

※令和6年3月末時点

## 1. 助成取消

当該年度において、助成決定事業者が助成申込等において不正の事実が判明した場合又は実施要綱及び助成要領等の定めに違反し、指導・勧告を受けても改善が見られない等、必要があると認め助成決定の取消を行った施設。

助成取消施設数	主な助成取消事由(複数理由の施設あり)	助成金返還施設数
1施設	・助成要領等の定めに違反し、破産手続開始の申立てを行い、かつ破産手続開始決定を受けたため (1施設)	助成決定の取消を行った施設のうち、助成金の返還が必要な施設 1施設

## 2. 取りやめ

当該年度において、助成決定後、事業者が申請を取り下げ、事業を取りやめた施設。

取りやめ施設数	主な取りやめ事由	助成金返還施設数
38施設	・今後の利用が見込めず閉園するため(16施設) ・本業の不振により運営困難となったため(9施設) ・認可保育所へ移行するため(2施設) ・保育施設以外の用途に転用のため(1施設) ・職員確保が困難のため(4施設) 等	助成決定後、事業を取りやめた施設のうち ・助成金の返還が必要な施設 24施設 (うち、返還済 23施設)

## 3. 休止施設

当該年度において、休止(1か月以上)した施設。

休止施設数	主な休止事由	再開状況
33施設	・利用を希望する児童がいなかったため(20施設) ・保育士を確保できなくなったため(8施設) ・建物改修工事のため(2施設) 等	休止した施設のうち、 ・既に再開している施設 15施設 ・再開が予定されている施設 8施設 ・再開時期が未定の施設 7施設 ・閉園 3施設